改正後

（定義）

第二条　（略）

２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　電子署名　次に掲げるものをいう。

イ　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名

ロ　政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ハ　地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続きを行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

二　（略）

（処分通知等に係る署名等に代わる措置）

第十一条　法第七条第四項に規定する主務省令で定める措置は、次の各号に掲げる措置とする。

一　第九条第一項の規定により入力した事項に係る情報に電子署名を行うこと。

二・三　（略）

改正前

（定義）

第二条　（略）

２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　電子署名　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

（新設）

（新設）

二　（略）

（処分通知等に係る署名等に代わる措置）

第十一条　法第七条第四項に規定する主務省令で定める措置は、次の各号に掲げる措置とする。

一　第九条第一項の規定により入力した事項に係る情報に電子署名を行い、その情報を当該電子署名に係る電子証明書であって第五条第一号ニに掲げるものと併せて送信すること。

二・三　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第六十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百十九条第二項の規定に基づき、漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

農林水産大臣　坂本　哲志

漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後

（操業日誌）

第二十六条　許可に係る船舶の船長は、大臣許可漁業ごとに農林水産大臣が別に定めて告示する海域において操業するときは、当該船舶内に操業日誌を備え付け、農林水産大臣が別に定めて告示する事項を、当該告示で定めるところにより記録しなければならない。

２　（略）

３　大中型まき網漁業及びかつお・まぐろ漁業の許可に係る船舶の船長は、第一項の規定により同項に規定する事項を記録した操業日誌を当該操業日誌に係る航海の終了後十五日以内に農林水産大臣に提出しなければならない。

４　（略）

５　第一項の規定による備付け及び記録は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもってしなければならない。

６　第三項の規定による提出は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により行わなければならない。

７　前二項の規定は、電子計算機の故障その他やむを得ない事由があるときは、適用しない。

改正前

（操業日誌）

第二十六条　許可に係る船舶の船長は、大臣許可漁業ごとに農林水産大臣が別に定めて告示する海域において操業するときは、当該船舶内に操業日誌を備え付け、農林水産大臣が別に定めて告示する事項を、当該告示で定めるところにより記載しなければならない。

２　（略）

（新設）

３　（略）

（新設）

（新設）

（新設）